食品ロス削減関係参考資料

（令和７年６月27日版）

消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

目　次

1　食品ロスの現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
○食品ロスをめぐる現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
・我が国の食品ロスの現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
○食品ロスの発生要因 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
・食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果・・・・・・・・・・ 9
・我が国と諸外国の食料自給率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
・ごみ処理事業経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
・家計における食費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
・子どもの貧困の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
・世界の食料品廃棄の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
・世界人口の推移・推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
・世界の栄養不足人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
・持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と食品ロスの削減・・・・・・・・・・・・・ 16
2　食品ロス削減に向けた政府の体制等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
○食品ロス削減に向けた政府の体制・取組（概要） ・・・・・・・・・・・・・・・ 19
○食品ロスの削減の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について ・・・・・・・・・・・・ 21
○食品ロス量の推移と削減目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
○各種計画等と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
・消費者基本計画と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
・食育推進基本計画と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
・循環型社会形成推進基本法と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
・食品リサイクル法と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
・関係省庁の予算（概要） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3　食品ロス削減に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
○フードサプライチェーンでの食品ロスの発生要因と課題・対策 ・・・・・・・・・ 34
○食品ロス削減に向けた国民運動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
○消費者への普及啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
・消費者向け啓発用リーフレットの作成・配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
・10月食品ロス削減月間における取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
・食品ロス削減推進アンバサダーを起用した食品ロス削減の啓発 ・・・・・・ 40
・地方情報誌を活用した食品ロス削減の啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
・実証事業の結果を踏まえた啓発資材による啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
・絵本を活用した幼児への啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
・普及啓発の促進に向けた人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
・消費者庁ウェブサイトでの情報の集約・発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
・食品ロス削減レシピの発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
・食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進 ・・・・・・・・・・ 48
○コンテストによる食品ロス削減の普及啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
・「賞味期限」の愛称・通称コンテスト、及び
私の食品ロス削減スローガン＆フォトコンテストの実施 ・・・・・・・ 50
・「めざせ!食品ロス・ゼロ」川柳コンテストの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
○食品ロスの削減につながる容器包装の工夫 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
○商慣習の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
○需要に見合った販売の推進（恵方巻きのロス削減例） ・・・・・・・・・・・・ 56
○気象情報等を用いた需要予測の共有と食品ロスの削減 ・・・・・・・・・・・・ 57
○小売店舗における消費者への啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
・食品ロスを減らす店舗での取組の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
○フードシェアリングプラットフォームを活用した食品ロス削減 ・・・・・・・・・・ 62
・規格外野菜や食品を活用した食品ロス削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
○様々な業種の企業における社員勉強会で食品ロス削減の普及啓発 ・・ 64
○地方公共団体の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
・地方公共団体の取組状況のとりまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定状況 ・・・・・・・・ 66
・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
・福井県の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
・岡山県の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
・横浜市の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
・京都市の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
・長野県松本市の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
○地方公共団体等との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
・自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル ・・・・・・・・・・・・ 75
○学校での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
・食に関する指導、学校給食の活用モデル事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
・小学校家庭科での実践事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
・学校給食の食べ残し削減等のモデル事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
○飲食店等における食べ残し対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
・外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施 ・・・・・・・・・・ 79
・大阪・関西万博における食品ロス削減の取組（消費者庁）・・・・・・・・・ 80
・外食時の食べきりの啓発促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
・食べきれず残した料理を「持ち帰り」できること
を示した店舗ステッカー ・・・ 82
・食べ残し持ち帰り促進ガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
○家庭での食品ロス削減の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
・家庭での使いきり・食べきりの啓発促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
・余った食材を持ち寄った使いきり・食べきりの取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
○若者が主体となる取組の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
○災害時用備蓄食料の有効活用の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
・国における取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
・地方公共団体・家庭への呼び掛け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
・大学食堂や学校給食での備蓄食料の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
○食品ロス削減推進表彰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
・食品ロス削減に貢献したその他の表彰（例） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
○フードバンク活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
・フードバンク活動の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
・フードバンク活動の手引き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
・フードバンクの具体の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
・消費者として寄付できるフードドライブ活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
・食品寄附ガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
○食の環プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

1 食品ロスの現状

● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

●食品ロス量は年間**464万トン**（令和5年度推計）
＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量370万トン（2023年実績）の約1.3倍

●毎日大型（10トン）トラック 約**1,270台分**を廃棄

●年間１人当たりの食品ロス量は**37kg** →**毎日おにぎり１個分（102g）の食べ物を捨てている計算**

<日本>

<u>食料を海外からの輸入に大きく依存</u>

・食料自給率（カロリーベース）は**38%**
（農林水産省「食料需給表（令和５年度）」）

<u>廃棄物の処理に多額のコストを投入</u>

・市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約２.３兆円**/年
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和５年度）」）

<u>食料の家計負担は大きい</u>

・食料が消費支出の**1/4以上**を占めている
（総務省「家計調査（2024年）」）

<u>深刻な子どもの貧困</u>

・子どもの貧困は、**９人に１人**と依然として高水準
（厚生労働省「2022年　国民生活基礎調査」）

<世界>

<u>世界の食料廃棄の状況</u>

・食料廃棄量は年間**約13億トン**
・人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）

<u>世界の人口は急増</u>

・2024年は約81億人、2054年には**約98億人**と予測
（国連「World Population Prospects The 2024)」）

<u>深刻な飢えや栄養不良</u>

・飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約7.３億人**
・５歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「The STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2024）」）

我が国の食品ロスの現状

- 「食品ロス」＝ 本来食べられるのに捨てられる食品
- 我が国の食品廃棄等は年間**2,104万トン**※1 、うち食品ロスは**464万トン**※2
  ・国連世界食糧計画（WFP)による食料支援量※3 （約**370**万トン）と約1.3倍
- 食品ロスの内訳　◎事業系 ： **231**万トン（50%）
  ◎家庭系 ： **233**万トン（50%）　食品ロスの約半分は家庭から

※1　飼料等として有価で取引されるものや、脱水等による減量分を含む
※2　令和５年度推計（農林水産省・環境省）
※3　国連世界食糧計画　（World Food Programme:WFP）2023年実績
※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

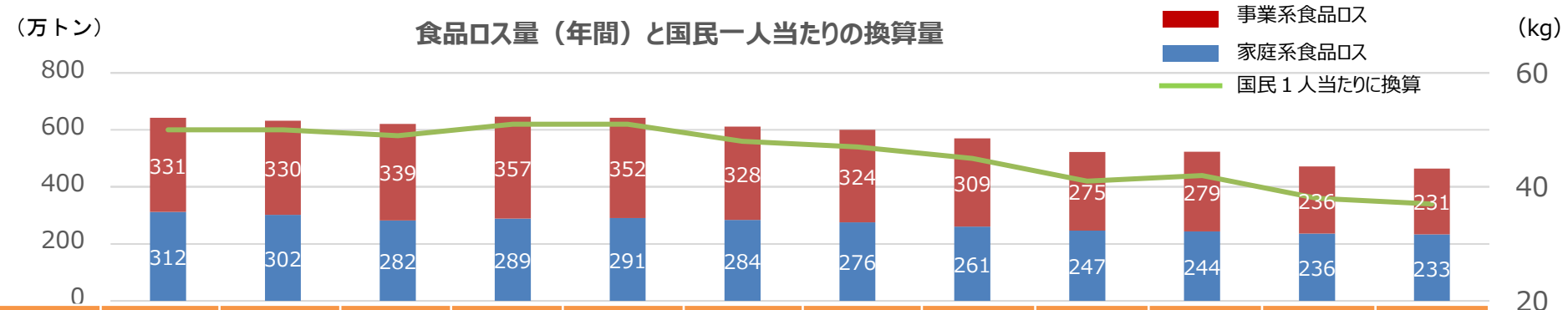

推計年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
食品ロス量（年間）万トン	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464
国民１人当たりに換算　ｋｇ	50	50	49	51	51	48	47	45	41	42	38	37

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合　＜概念図＞

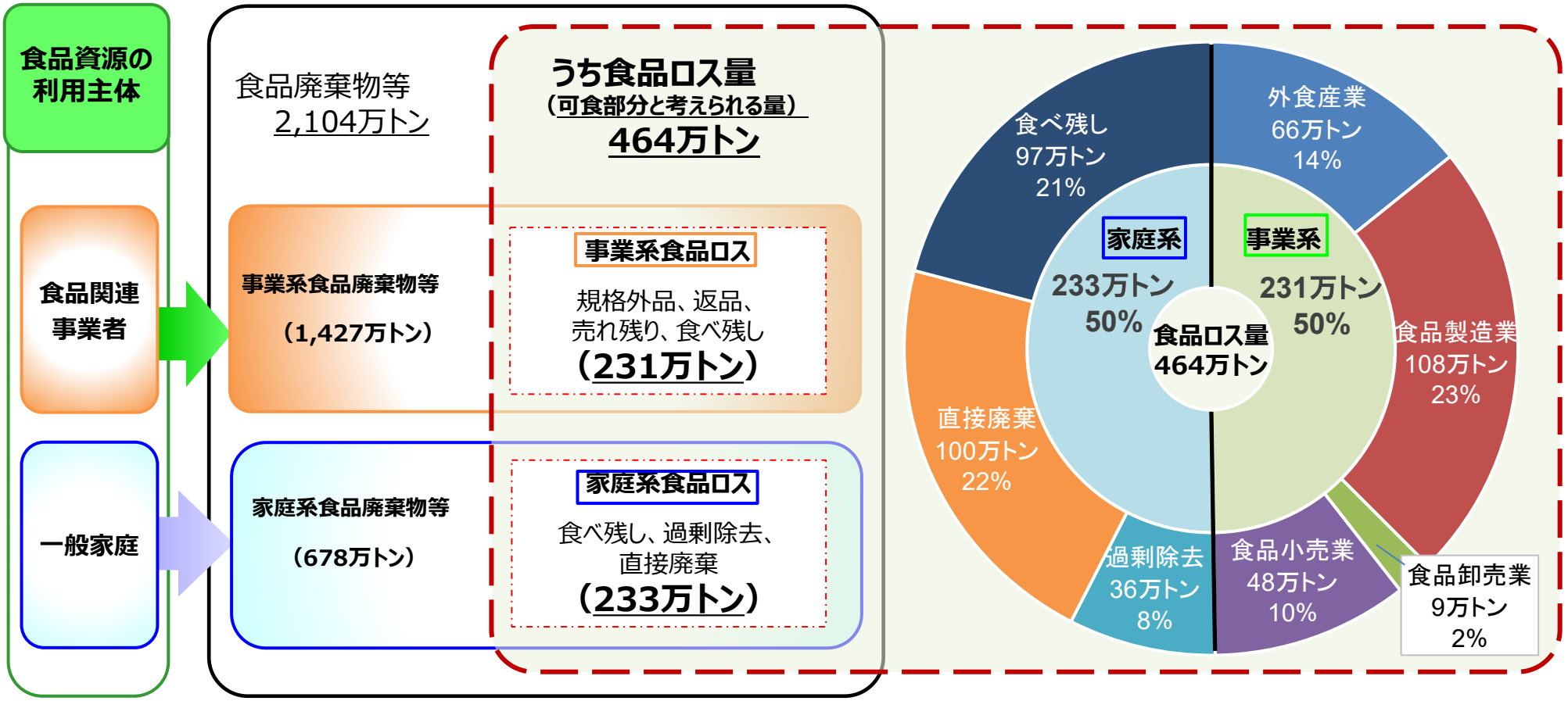

資料：農林水産省及び環境省「令和５年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は３億7,400万トン（令和４年度） 、一般廃棄物の総排出量は3,897万トン（令和５年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

発生要因の内訳

○ 我が国の食品ロスは464万トン　※農林水産省・環境省「令和５年度推計」

○ 食品ロスのうち事業系は231万トン、家庭系は233万トンであり、
食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

（令和５年度）

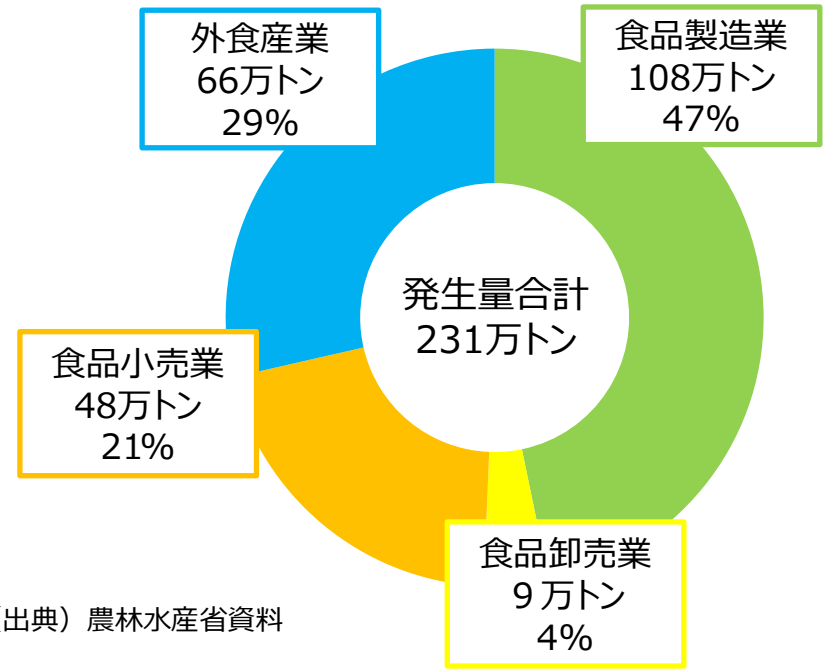

（出典）農林水産省資料

家庭系食品ロスの内訳

（令和５年度）

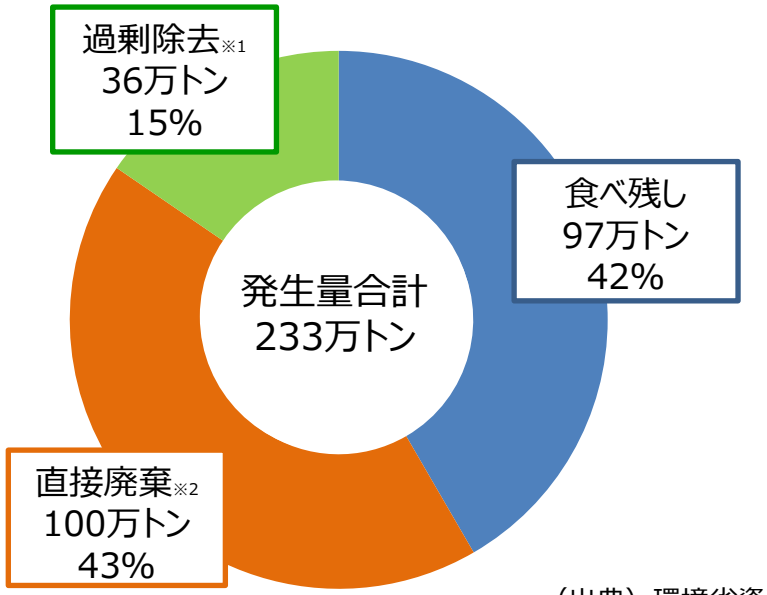

（出典）環境省資料

製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者

○作りすぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

※１：野菜の皮を厚くむきすぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※２：未開封の食品が食べずに捨てられている

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

食品ロスの推計方法

●事業系食品ロス〈農林水産省による推計〉

１．農林水産省が、食品リサイクル法に基づき行っている定期報告及び統計調査の結果により、食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量を試算。

２．定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を、１で試算された食品廃棄物等の年間発生量に乗じることで可食部（食品ロス）の量を推計。

●家庭系食品ロス〈環境省による推計〉

１．環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果に基づき、家庭から発生する食品ロス量を把握。

２．食品ロスの発生量を把握していない市区町村については、１の結果を基に算出。食品ロス量の食品廃棄物に対する割合の平均を食品廃棄物量に乗じて食品ロス量を推計。

３．１と２を合計して食品ロス量を推計。

食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

2023（令和５）年度における食品ロスによる

- 経済損失は４兆円、 国民1人当たり 年間31,814円
- 温室効果ガス排出量は1,050万t-CO2、 国民1人当たり 年間84kg-CO2

2023（令和５）年度 食品ロスによる経済損失･温室効果ガス排出量の推計結果

2023[令和5]年度食品ロス量

464万トン

国民１人当たり※1

37kg/年

食品ロスによる経済損失の合計※2

4.0兆円

国民１人当たり※1

31,814円/年

食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計※3

1,050万t－CO2

国民１人当たり※1

84kg-CO2/年

※１　国民１人当たりは総務省「人口推計」（2023年10月1日時点）に対する値。
※２　経済損失は各部門（事業部門･家庭部門）にまたがるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利得が全て家計に裨益するものではない。
※３　温室効果ガス排出量は各部門にまたがるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て家庭からの排出としてカウントされるものではない。

我が国と諸外国の食料自給率

我が国は食料を海外からの輸入に大きく依存
食料自給率（カロリーベース）は令和５年度では**38%**

○我が国と諸外国の食料自給率

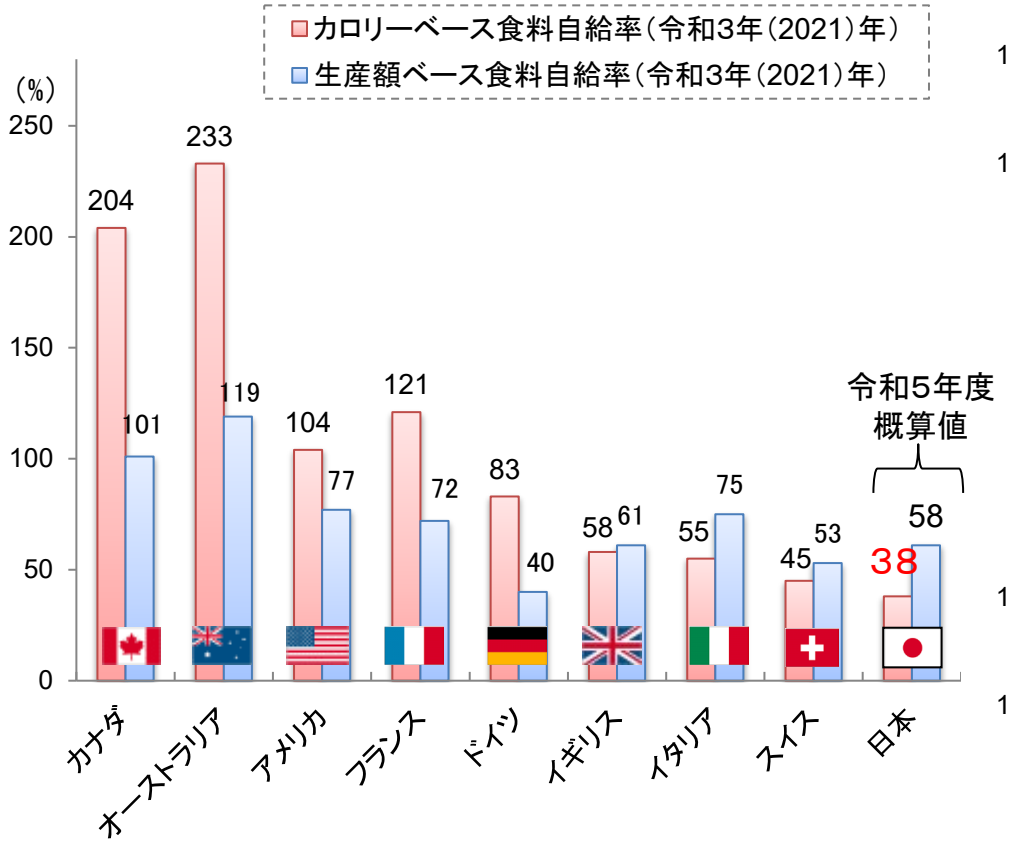

【参考】主要国の農産物純輸出入額（2016年）

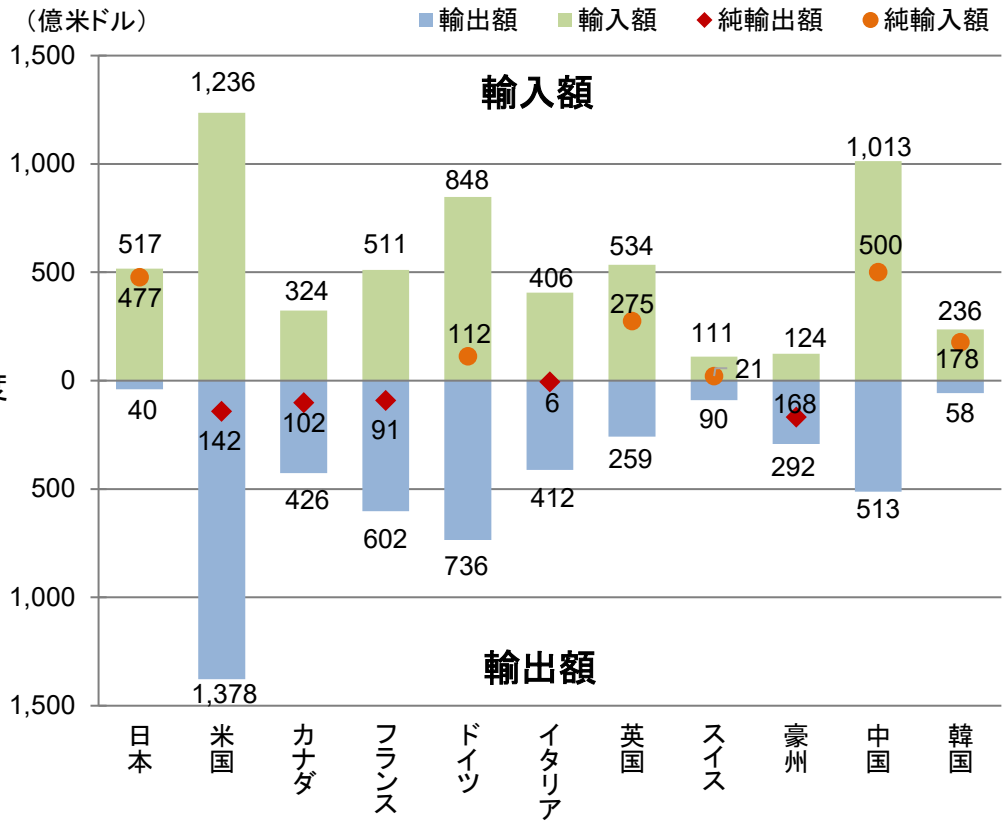

資料：農林水産省「食料需給表」、FAO“Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。
（アルコール類は含まない。）
注1：数値は暦年（日本のみ年度）。スイス（カロリーベース）及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。
注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

資料：FAOSTAT（2016年）
注　：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費（一般廃棄物処理事業のうち、し尿処理事業経費を除く）　**約２.３兆円**

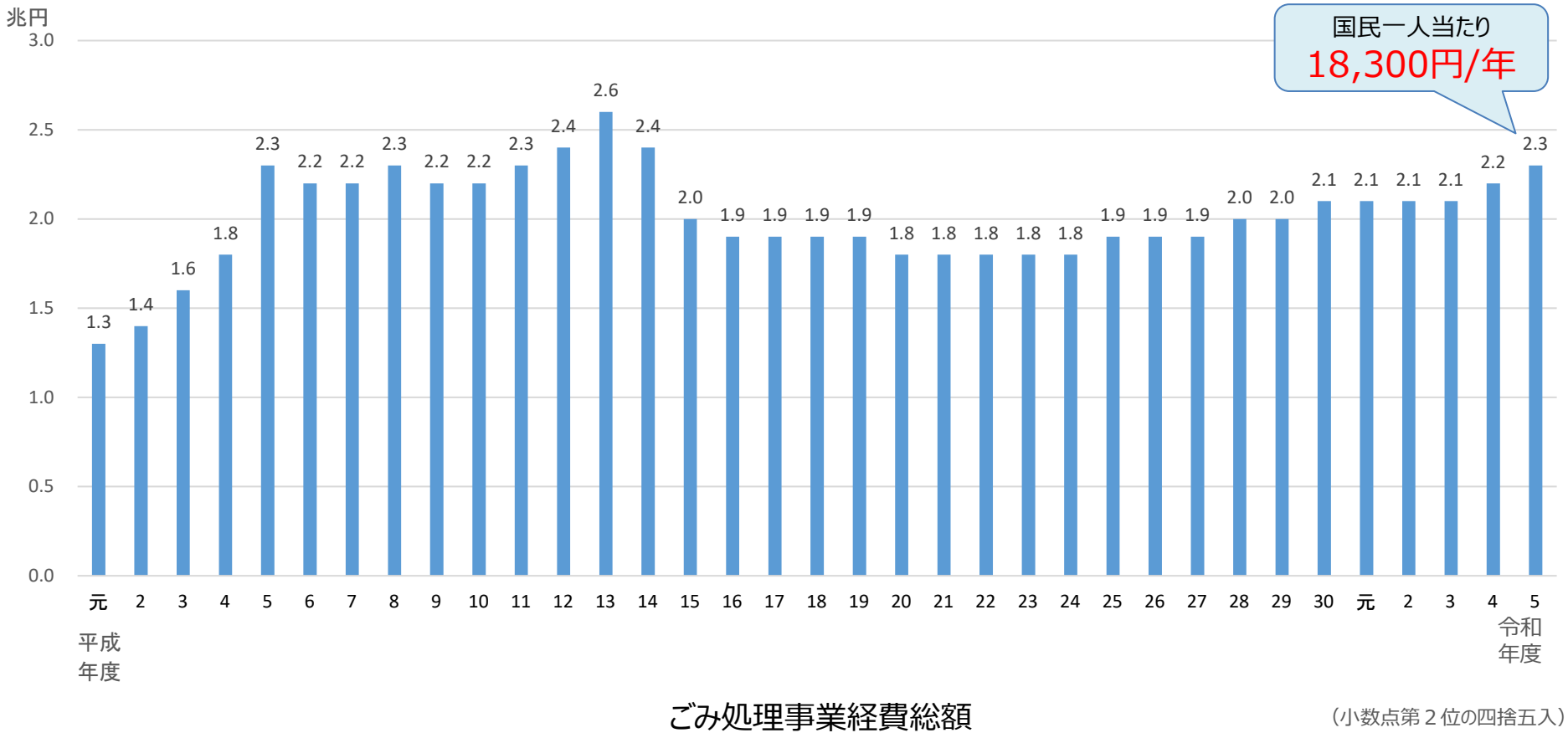

（小数点第２位の四捨五入）

資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

家計における食費の状況

食費は消費支出の中で**1/4以上**を占めている

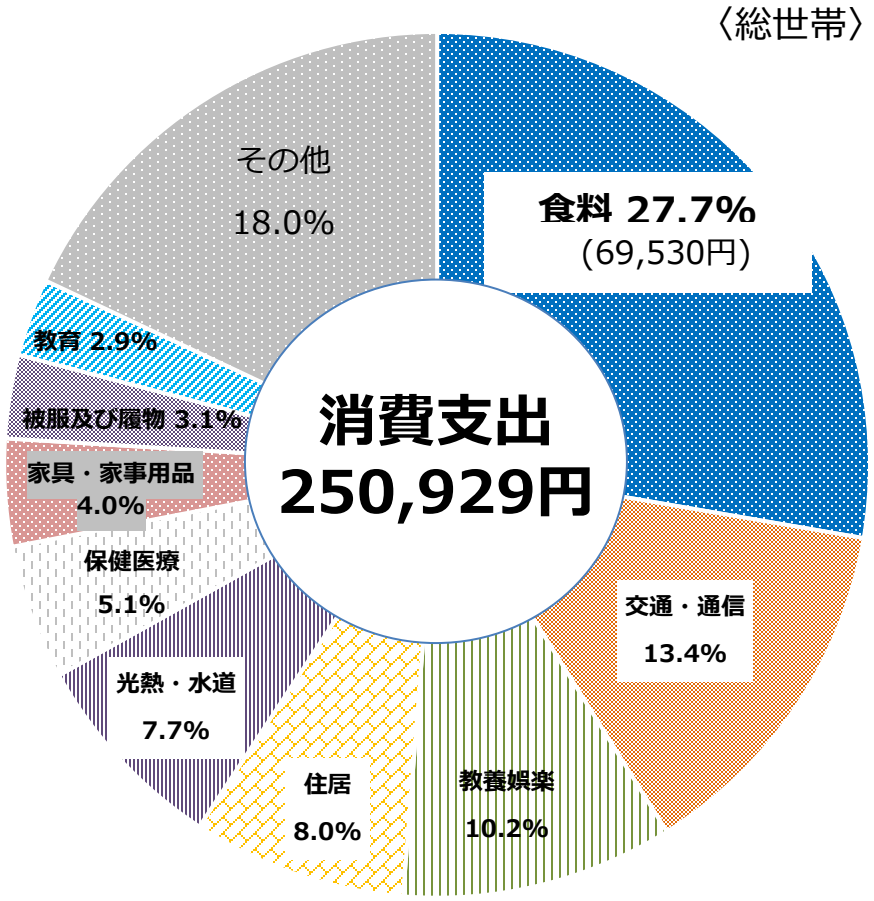

資料：総務省「家計調査（2024年）」

子どもの貧困の状況

９人に1人の子どもが貧困状態

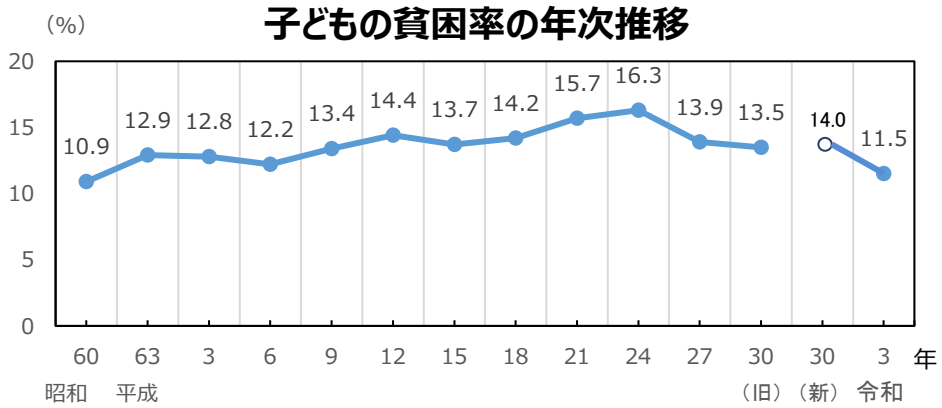

注）貧困率：OECDの作成基準に基づいて算出。貧困線（等価可処分所得の中央値の半分：122万円）に満たない世帯員の割合。 ※子どもとは17歳以下の者をいう
平成30年(新）で示した数値は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）に基づき算出。令和３年からは新基準。

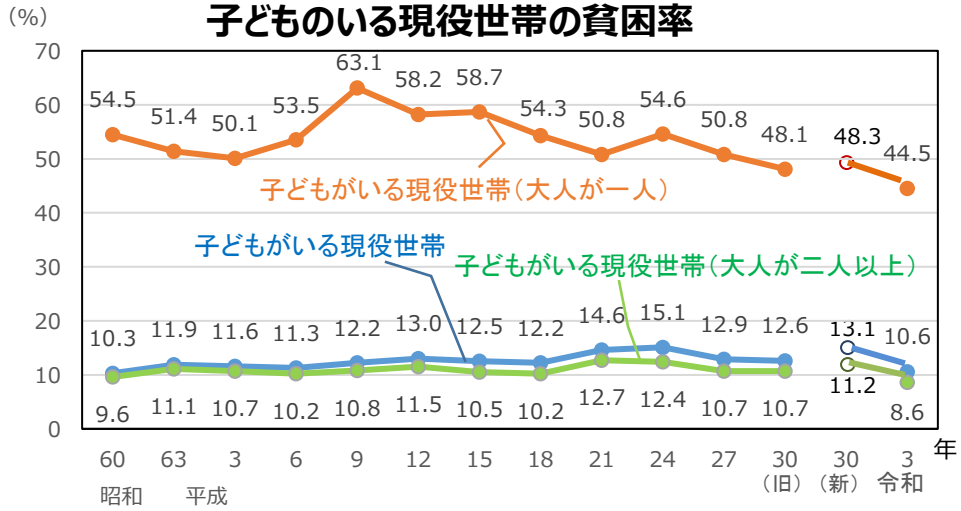

資料：厚生労働省「2022年　国民生活基礎調査」

世界の食料品廃棄の状況

・１年当たり**13億トン**を廃棄
・食料は、農業生産から世帯での消費に至るフードサプライチェーン全体を通して捨てられている

- 研究の結果は、世界全体で人の消費向けに生産された食料のおおよそ３分の１、量にして１年当たり約13億トンが失われ、あるいは捨てられていることを示唆している。これは、食料生産に費やされた膨大な量の資源が無駄に使われ、また、失われあるいは捨てられた食料を生産するために発生した温室効果ガスもまた無駄に排出されたことを意味する。
- 食料は、農業によって生産されてから最終的に家庭で消費されるまでのフードサプライチェーンを通る過程で失われ、あるいは捨てられている。
- 中・高所得国では、食料はかなりの割合が消費の段階で無駄にされるが、これは、それらがまだ人の消費に適していても捨てられていることを意味する。低所得国では、食料はフードサプライチェーンの早期あるいは途中の段階で失われることが多く、消費者段階で捨てられる量はごく少ない。
- 低所得国における食料のロス・廃棄の原因は、主として、収穫技術、厳しい気候条件での貯蔵と冷却施設、インフラ、包装及びマーケティング・システムにおける財政的、経営的及び技術的制約に関連している。
- 中・高所得国における食料の損失・廃棄の原因は、主としてフードサプライチェーンにおける各アクター間の協調の欠如と消費者の習慣にある。
- 先進工業国における食料の廃棄は、食品産業、小売業者及び消費者の関心を高めることによって減らすことができる。現在は捨て去られている安全な食料の、優れた、そして有益な利用方法を見出す必要がある。

資料：FAO「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」

世界人口の推移・推計

世界人口は2024年で約81億人、急速に増加し、2054年には約98億人

人口の推移・推計（世界・地域別）

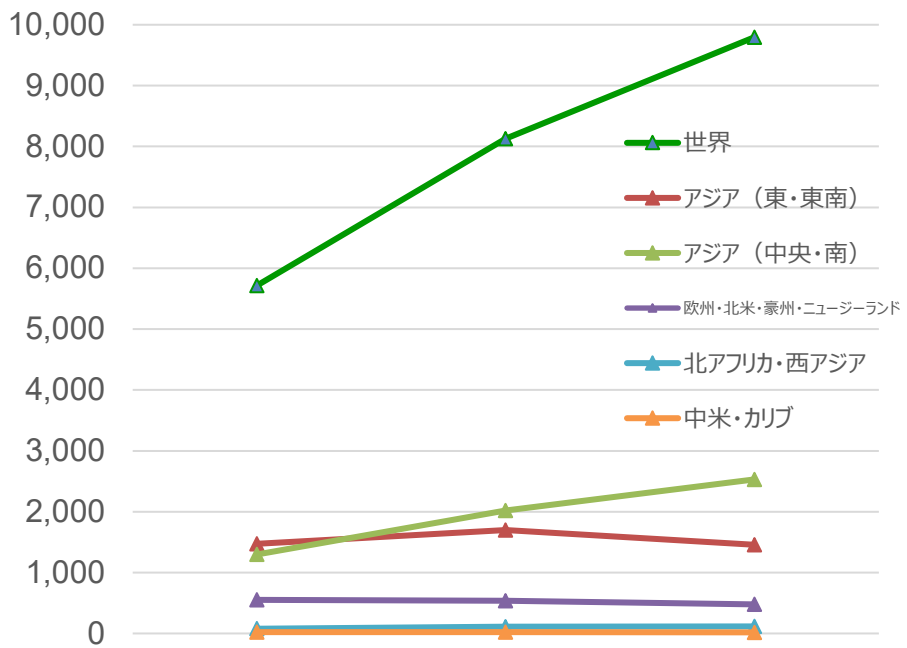

（百万人）	1995年	2024年	2054年
世界	5,717	8127	9796
アジア（東・東南）	1,472	1,699	1,457
アジア（中央・南）	1,298	2,020	2,531
欧州・北米・豪州・ニュージーランド	552	536	478
北アフリカ・西アジア	78	111	116
中米・カリブ	22	22	18

人口の推移・推計（主要国・国別）

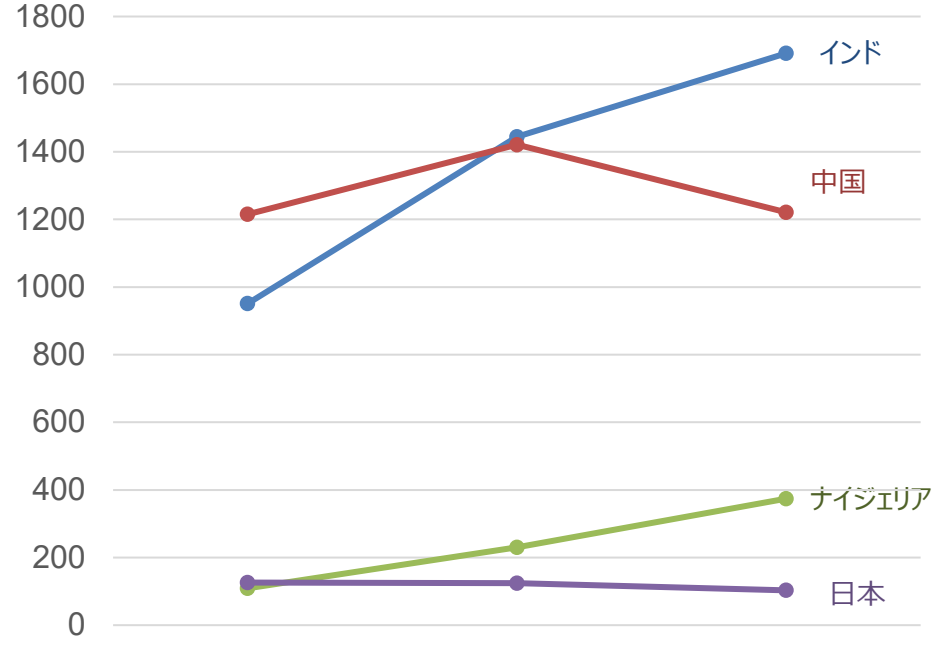

（百万人）	1995年	2024年	2054年
インド	951	1,444	1,691
中国	1,215	1,421	1,221
ナイジェリア	109	230	374
日本	126	124	103

※ World Population Prospects 2024のデータ

資料：国連「World Population Prospects 2024」

世界の栄養不足人口

世界の栄養不足人口（2023年）は、**7億3,340万人（世界人口 11人に１人の割合）**

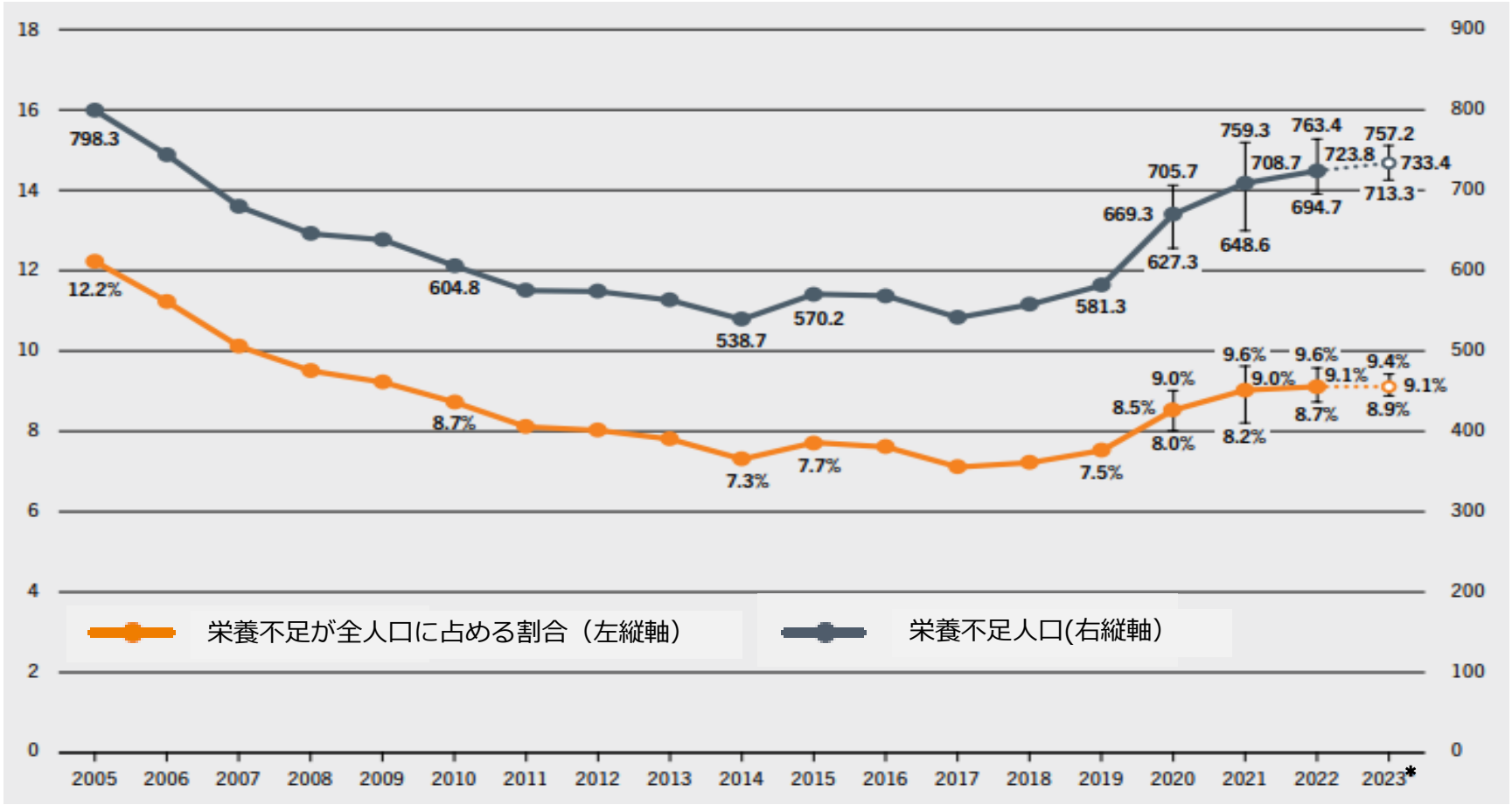

＊ NOTES: Bars show lower and upper bounds of the estimated range. * Projections based on nowcasts for 2023 are illustrated by dotted lines.
SOURCE: FAO. 2024. FAOSTAT: Suite of Food Security Indicators. [Accessed on 24 July 2024]. https://www.fao.org/faostat/en/#data/FS.

資料：国連食糧農業機関（FAO）「The State of Food security and Nutrition in the World 2024」

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と食品ロスの削減

持続可能な開発目標 （Sustainable Development Goals : SDGs）

・2015年（平成27年）9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標。
・貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール（目標）が設定されている。

★ 食品ロス関係の記載

目標 12.　持続可能な生産消費形態を確保する

12.3　2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（抜粋）

食品ロス削減 食品リサイクルの促進	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく、食品廃棄物等の発生抑制・減量、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等の取組を推進する。	12.2 12.3 12.5	①SDGs小目標12.3に対応する新たな指標（関係省庁と今後検討） ②業種別の再生利用等実施率 ③国産原料由来のエコフィードの生産量目標	消費者庁 農林水産省 環境省
	家庭等から排出される食品ロス削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体が中心となった食品ロス削減に向けた取組の促進や、食品ロス問題の認知向上等のための消費者向けの情報提供を行う。		消費者意識基本調査による「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」	

（参考）食品ロス削減とＳＤＧｓ目標との関連

食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。

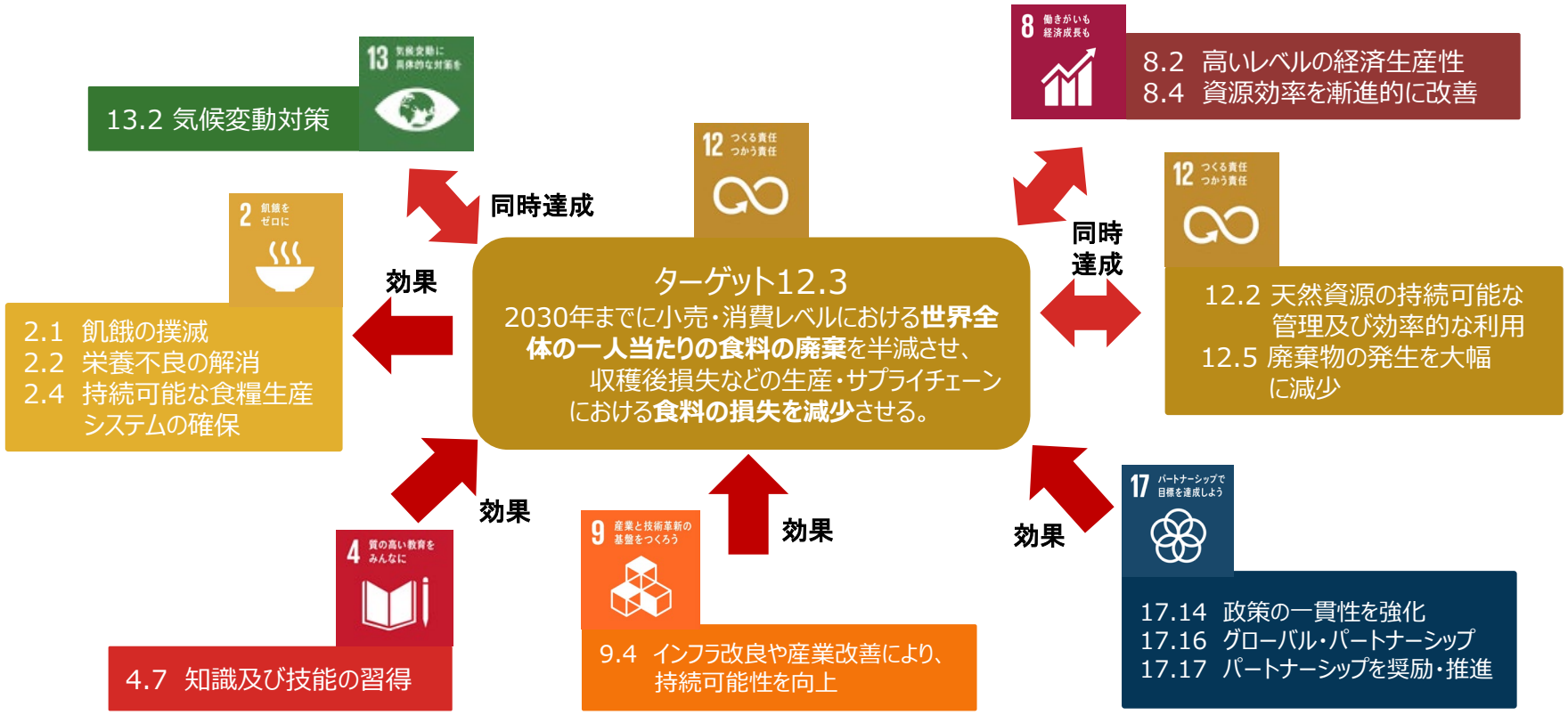

農林水産省資料を参考に、消費者庁が作成

2 食品ロス削減に向けた政府の体制等

● 食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組（概要）

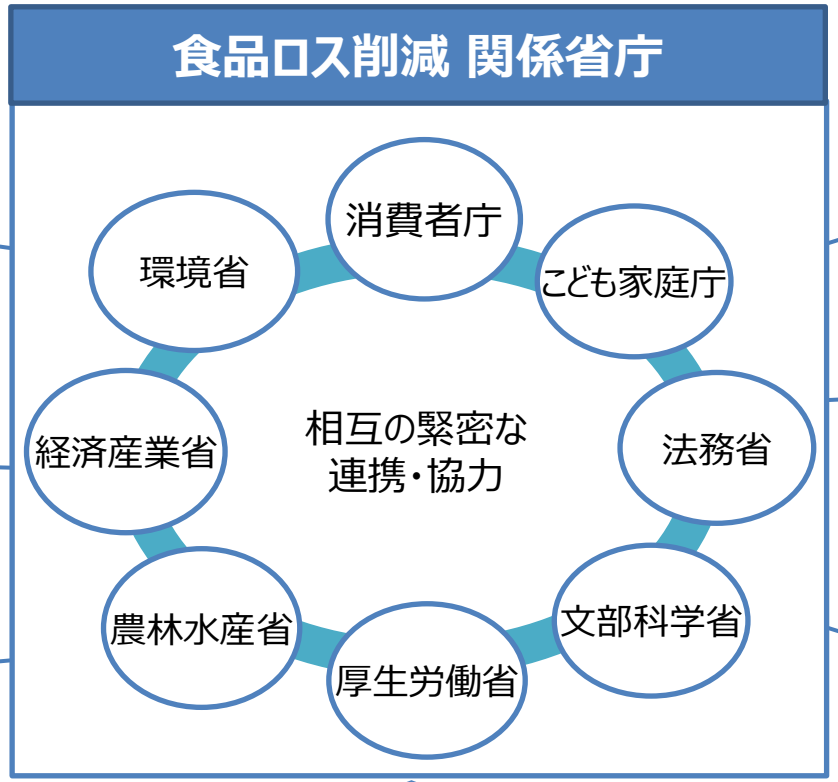

消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

食品関連事業者等の取組に対する支援

顕著な功績がある者に対する表彰

実態調査、効果的な削減方法等に関する調査研究

先進的な取組等の情報の収集・提供

フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議

・構成員：関係大臣、有識者（業界団体、地方公共団体、学識経験者　など）
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））
・食品ロスの削減の推進に関する基本方針の案の作成等を行う

※ 令和元年10月１日　　法施行
令和２年３月31日　　基本方針　閣議決定
令和５年12月22日　　食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ取りまとめ

● 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月１日施行

＜食品ロスの問題＞
・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文
・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
➡ **多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言**

食品ロスの削減の定義（第２条）
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第３条～第７条）
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第８条）
食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第９条）
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本的施策（第14条～第19条）
①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
②食品関連事業者等の取組に対する支援
③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

基本方針等（第11条～第13条）
・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
※令和２年３月31日　閣議決定（令和７年３月25日　変更）

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）
内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

※食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　概要

【第１次基本方針：令和２年３月31日閣議決定】
【第２次基本方針：令和７年３月25日閣議決定】

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定。

《我が国の食品ロスの状況》

事業系236万トン
家庭系236万トン

（第２次基本方針策定時）

・食品ロス量は年間472万トン（令和４（2022）年度推計）
　＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍

・年間１人当たりの食品ロス量は38kg

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進

食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

消費者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の各主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、**『我が事』として捉え、行動に移すことを促進**。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例）
- 買物の前に家にある食材をチェック。
- 定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
- 食卓に上げる料理は食べきれる量に。
- 外食時は食べきれる量を注文、宴会時の３０１０運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

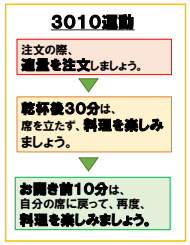

mottECO

〔自己責任で持ち帰ることができることを明示したロゴマーク mottECO〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例）
- 規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- 賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（３分の１ルール）の緩和。
- 季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- 値引き・ポイント付与等による売り切り。
- 外食での小盛りメニュー等の導入。
- 持ち帰りへの対応。

〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕

〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例）
- 食品ロス削減の施策の推進。
- 災害時用備蓄食料の有効活用。
- 主催イベントでの食品ロスの削減。
- 食品ロス削減の推進に関する表彰。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。

〔国の災害時用備蓄食料の有効活用としてフードバンク団体へ提供〕

〔食品ロス削減全国大会の実施〕

第２次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 主な変更点

第１次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減**させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減**が必要。**事業系については2030年度目標を８年前倒しで達成**したことから、**新たな目標として60%減**と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減早期達成　←あと20万トン削減

　事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

　※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標

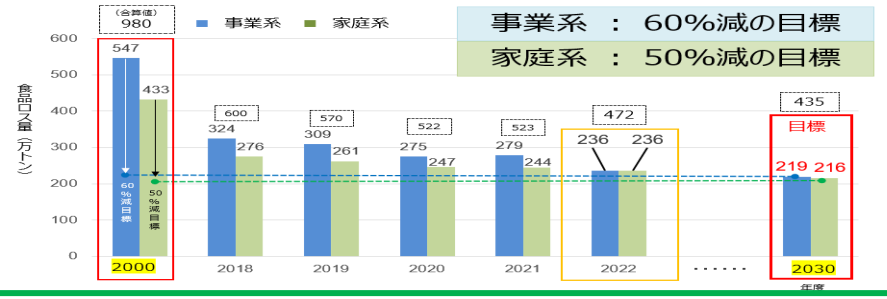

食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（３）表彰、（５）情報の収集及び提供（継続）

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ･横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。

〔食の環ロゴマーク〕

〔食品ロス削減推進サポーター育成用教材〕

〔国際連携による情報共有〕

（２）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。
- ✓ mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。

〔食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用〕

（４）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。
- ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

（６）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

〔ガイドライン作成による食品寄附促進〕

【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量・事業系食品ロス量ともに50%減の目標としていたが、事業系食品ロス量は、2022年度推計で８年前倒しで目標を達成したことから、新たな60%減の目標を設定した。
（事業系目標：273万トン→219万トン　※第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　2025年3月25日閣議決定）

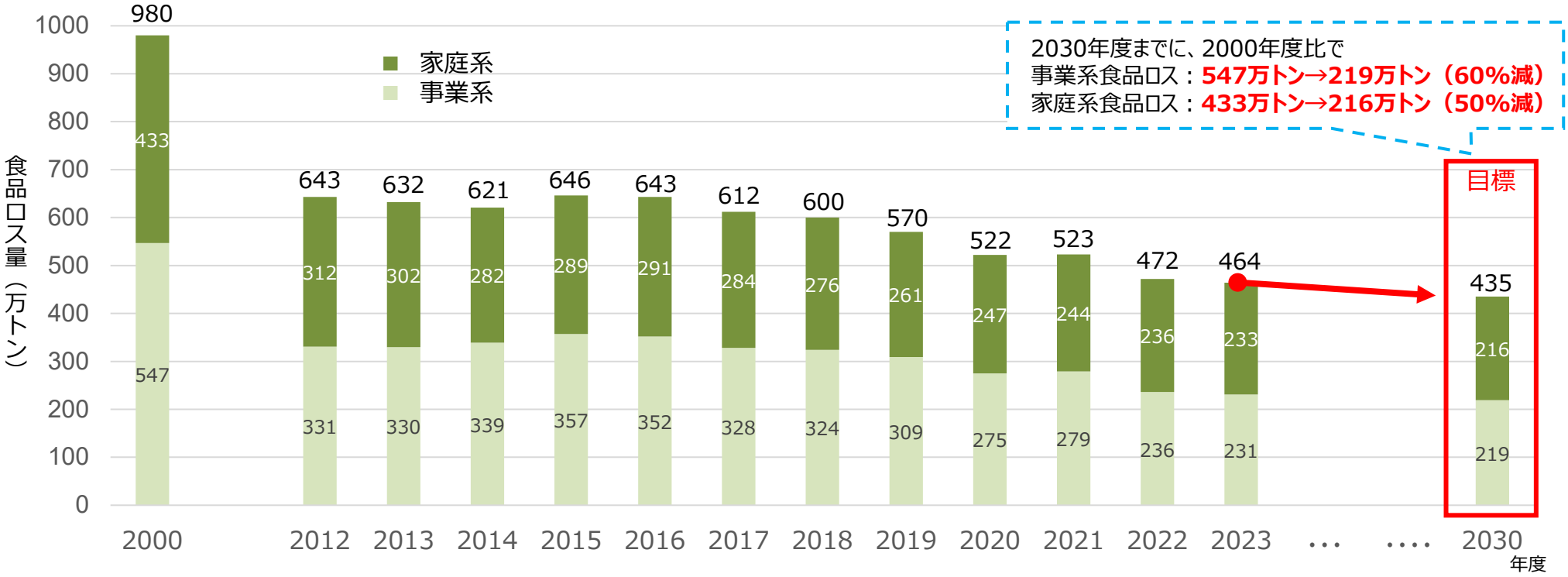

年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	**2030**
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233 (▲46%)	**216**(▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231 (▲58%)	**219**(▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464 (▲53%)	**435**(▲56%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位　万トン）
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

（)内の数字は、2000年度と比較した削減率

● 各種計画等と食品ロスの削減

消費者基本計画と食品ロスの削減

第５期消費者基本計画　令和７年度から令和11年度までの５年間計画

第４章　消費者政策における基本的な施策

令和７年3月18日閣議決定

１．消費生活を取り巻く現状の課題（第１章）への対応

(1) デジタル技術の飛躍
- 取引環境のデジタル化に伴う課題について、国際機関の議論への積極的な参加、諸外国の取組も参考にしつつ必要な対応
- 特定商取引法等の効果的な執行
- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護
- 違法・有害情報等からの消費者利益の擁護
- 決済サービスの多様化への対応　等

(2) 消費生活のグローバル化
- 越境消費者トラブル対応のため海外機関との連携強化　等

(3) 社会構造の変化
- 見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置、見守り活動の充実
- 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの周知
- 成年後見制度等の活用　等

(4) より良い社会の実現と国際協調への貢献
- 消費者教育の推進
- エシカル消費・消費者志向経営等の推進
- カスタマーハラスメント対策
- 食育・食品ロス削減の推進　等

(5) 緊急時における消費行動の変化
- 災害便乗行為等への対応　等

- 2030年度までに2000年度比で設定した食品ロス量の削減目標の達成
- 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」（令和６年12月 食品寄附等に関する官民協議会）を踏まえた食品寄附の促進
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」（令和６年12月 消費者庁及び厚生労働省）の周知

等

食育推進基本計画と食品ロスの削減

（第4次食育推進基本計画は、令和３年度から令和７年度までの５年間計画。）

第４次食育推進基本計画の目標

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

食品ロスは、年間612 万トン（事業系328 万トン、家庭系284 万トン（平成29 年度推計））発生していると推計されている。持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。

このため、引き続き、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とする。
具体的には、**令和元年度は76.5%となっており、**引き続き、**令和７年度までに80%以上**とすることを目指す。

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合

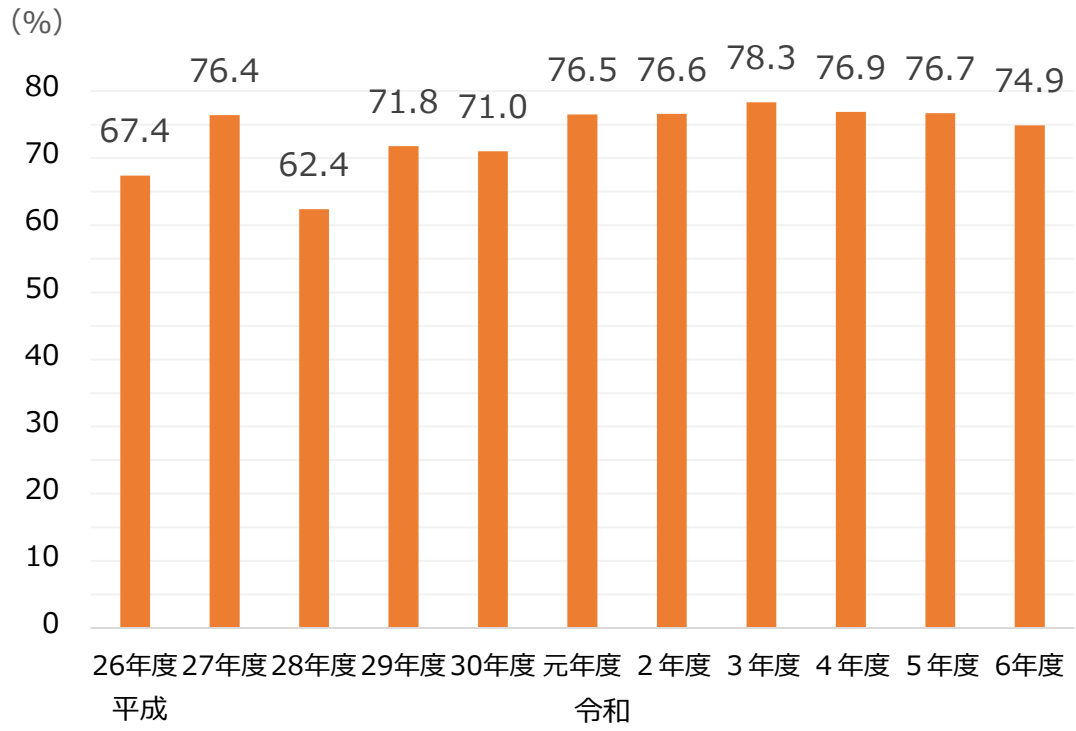

■ 食品ロス問題を認知して、食品ロス削減のために行動していると回答した人の割合

目標(令和７年度まで)　80%以上

消費者庁調査

第４次食育推進基本計画に基づき推進する施策

（食品ロス削減に向けた国民運動の展開）

我が国においては、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、年間612 万トン（平成29 年度推計）の食品ロスが発生している。これは、国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量約420 万トンの約1.5 倍に相当する。

このような現状を踏まえ、令和元年10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19 号）が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされた。政府としては、法律に基づき、関係省庁が連携しつつ、様々な施策を推進していく。

特に、食品ロスの約半分は家庭からの排出であることを踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に「もったいない」という精神で、自発的に取り組んでいくため、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を増進するための教育や普及啓発を推進する。加えて、食品ロス削減に配慮した購買行動や、外食時における食べ残しが発生しないよう、料理の食べきりや、食品衛生面に配慮した食べ残しの持ち帰りについて、事業者からの理解・協力を得ながら普及啓発を図る。

（参考）

令和6年度調査は、全国の満15歳以上の男女5,000人を対象に、令和6年８月29日から９月２日に実施。

- **食品ロス問題の認知度（81.1%）。**

食品ロス問題の認知度

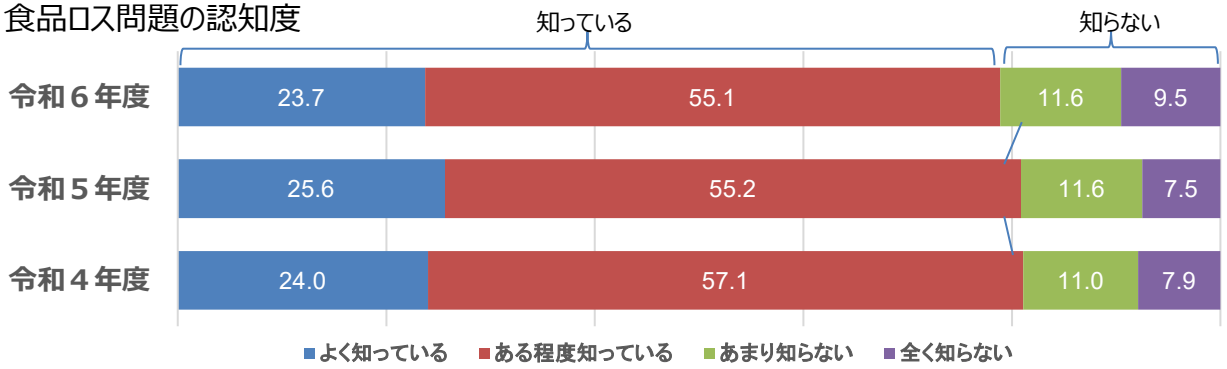

	知っている	知らない
令和６年度	78.9%	21.1%
令和５年度	81.1%	18.9%
令和４年度	80.9%	19%

- 食品ロスを減らすための取組で、最も多いのは**「残さずに食べる」（61.1%）**。

食品ロスを減らすための取組

※「賞味期限」は、開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、おいしく食べることができる期限のことで、この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではありません。

- 食生活の中で「もったいない」を意識した場面で、最も多いのは**「食品廃棄に関する問題のニュースを見たとき」（43.2%）**。

食生活の中で「もったいない」を意識した場面

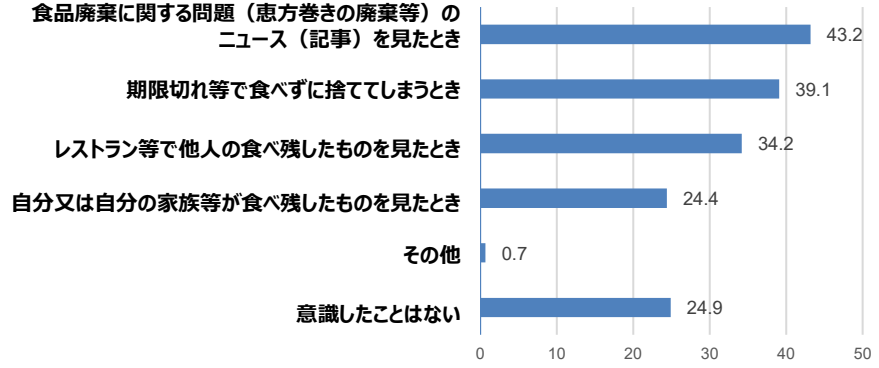

資料：消費者庁「令和６年度第２回消費生活意識調査結果について「食品ロス」」

循環型社会形成推進基本法と食品ロスの削減

家庭系食品ロス削減目標の設定

○循環型社会形成推進基本法に基づき「第五次循環型社会形成推進基本計画」を、令和６年８月に閣議決定。

○　新たな計画では、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しを踏まえ、家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを2030年度までに半減）の着実な達成を目指す。

＜第４次循環型社会形成推進基本計画＞

（抜粋）

５．国の取組

５．２　資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

５．２．２　バイオマス（食品・木など）

○ **家庭から発生する食品ロスについては、これを2030年までに半減するべく、地方公共団体、事業者等が協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに**、食品ロスの発生要因に応じ、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、フードドライブ等により未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際の**具体的な行動の実践を促進する**。

○ **家庭以外から発生する事業系食品ロスについても、これを 2030 年度までに2000年度比で半減するべく、**発生要因である食品業界の商慣習の見直しの促進や、需要に見合った販売の推進を図るとともに、食品企業から発生する未利用食品の受け皿としてフードバンク等の支援などを実施する。また、陳列棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」や外食時の食べ残しの持ち帰りの促進など**消費者の食品ロス削減に向けた理解醸成を図る**。

○ 食品ロスの削減に係る取組の実施及びその進捗の評価に当たっては、その基礎情報として、**地方公共団体による食品ロス量の調査等から国内で発生する食品ロスの発生・削減の状況をより迅速・的確に把握し、把握したデータ等に基づき、地域主体による食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を推進する。**

〈家庭系食品ロス発生量の推移（万トン）〉

年度	2000		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
食品ロス量	433	・・・	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233

食品リサイクル法と食品ロスの削減

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物等について、
① 発生抑制と減量化による最終処分量の減少
② 飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用
に関する基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

＜主務大臣による基本方針の策定＞
○ 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
○ 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

＜再生利用等の促進＞
○ 主務大臣による判断基準の提示（省令）
・再生利用等を行うに当たっての基準
・個々の事業者毎の取組目標の設定
・発生抑制の目標設定 等
○ 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
（発生量が年間100トン以上の者）
○ 事業者の再生利用等の円滑化
・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

＜指導、勧告等の措置＞
○ 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金
（取組が著しく不十分な場合）

食品ロスの削減に向けた方針

✓ 食品リサイクル法の基本方針では、食品ロスの削減を含めて食品廃棄物等の発生抑制が優先と位置づけ。その上で発生してしまったものについて、リサイクル等を推進。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令７年３月)

〈事業系食品ロス発生量の推移（万トン）〉

年度	2000	…	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
食品ロス量	547	…	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231

・「基本理念」に食品ロスの削減を明記し、事業系食品ロスの削減に関して、2000年度比で、2030年度までに６割減とする目標を設定。

・ 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努力。

・ 様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

＜具体的な取組（食品関連事業者・消費者・地方公共団体・国が実施）＞

✓ 納品期限の緩和などフードチェーン全体での商慣習の見直し
✓ 賞味期限の延長と年月表示化
✓ 食品廃棄物等の継続的な計量
✓ 食べ切り運動の推進
✓ 小盛りメニューの導入や持ち帰り容器（ドギーバック）の導入（mottECO（モッテコ）運動の推進）
✓ フードバンク等への未利用食品等の寄附
✓ 食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、普及啓発等の推進　　等

関係省庁の施策と予算（概要）

単位：百万円

省庁名	施策の内容	令和７年度 予算額	令和６年度 補正予算額
消費者庁	**食品ロス削減に係る取組** ①食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。 ②食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援（食品寄附ガイドラインに基づく認証実証、食品寄附保険（仮称）の加入促進、食品寄附・食べ残し持ち帰りに係る安全性・透明性確保に向けたキャパシティ・ビルディング）を実施する。③食品ロス削減推進会議を開催する。 **食品寄附ＤＸ推進事業（令和６年度補正）** 従来寄附等の活用が難しかったコンビニにおける販売期限切れ商品（消費・賞味期限がまだ残っているが、コンビニの店舗に陳列する期限が切れた商品）を寄附食品として活用すべく、福祉情報とも連携したアプリや保管設備の導入を支援し、既存店舗を活用したコミュニティパントリーモデルを構築する。	60	70
	地方消費者行政強化交付金の活用 〇地方消費者行政強化交付金を通じ、消費者の食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費者行動が改善されるような地方公共団体の取組を支援する。（補助率：原則１／２）。	1,550 の内数	1,600 の内数
農林水産省	**食品ロス削減総合対策事業** 事業系食品ロスの削減に向けて①商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援。②企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のための食品関連事業者のデータベースの整備を支援。 **食品ロス削減緊急対策事業（令和６年度補正）** ①食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品のニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援。②食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援。 **食品アクセス総合対策事業** 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施。 **食品アクセス確保緊急支援事業（令和６年度補正）** 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施。	167	790

環境省、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の予算は、次ページ参照

関係省庁の施策と予算（概要）

単位：百万円

省庁名	施策の内容	令和７年度 予算額	令和６年度 補正予算額
環境省	**食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費** ①現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。②自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、mottECO 、食べ残し削減導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。③登録再生利用事業者等の指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。 **食品ロス削減、サステナブル、ファッション等の推進を契機としたライフスタイル変革推進事業（令和６年度補正）** 民間のデジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出のモデル事業を通じて、対策の地域実装の支援し、食品ロスに関する消費者等の行動変容を促進。	150 の内数	190 の内数
こども家庭庁	**地域こどもの生活支援強化事業** 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。また、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。	17,996 の内数	－
	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。	－	1,920
文部科学省	**食の指導改善充実事業** 食品ロス、食品の安全性、環境問題など、食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導の質の向上を図るため、検討委員会を設置し、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。	59 の内数	－
厚生労働省	**重層的支援体制整備事業** 地域住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、フードバンク団体等と、地方自治体（子ども・高齢者・障害者・困窮者支援の関係機関）や他の支援団体等との連携・協働を促進する。	71,842	150

消費者庁、農林水産省の予算は、前ページ参照